

静岡県告示第501号

静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第5条第1項により、次の静岡県指定有形文化財の指定を解除したので、同条第2項で準用する第4条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年7月19日

静岡県知事 鈴木康友

種別	有形文化財（工芸品）
名称	太刀 無銘金象嵌一文字
員数	1口
指定書番号	第180号
指定年月日	昭和33年4月15日
理由	県外移転